

あきる野ルピアとあきる野市民球場の
ネーミングライツ・パートナー企業を募集します



あきる野ルピア



あきる野市民球場

今回の募集は、団体等から、両施設に対する愛称の付与の提案があったことにより実施するものです。審査を経て、ネーミングライツ・パートナーとなった企業は、市にネーミングライツの対価を払うことにより、施設に愛称を付与できるなど、企業広告と地域貢献の機会を得ることができま。

●募集内容など

- 対象施設：あきる野市産業文化複合施設（あきる野ルピア）
- 施設所管部署
- あきる野ルピア：生涯学習推進課生涯学習係
- あきる野市民球場：スポーツ推進課スポーツ推進係
- 応募書類提出期間 5月12日(月)～6月13日(金)（施設休館日を除く）
- その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- 問合せ 企画政策課（直通558・1261、01010101 @akiruno-info.tokyo.jp）

あきる野市下水道事業
経営戦略を改定しました

下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増す状況にあり、使用料収入の減収、維持管理費、改築更新費用の増加などの諸課題がある中、将来にわたり継続

的、安定的に事業運営を行う必要があることから経営戦略を改定しました。

- 本計画のパブリックコメントで提出された意見はありませんでした。
- 期間 令和16年度まで
- 問合せ 生活排水対策課（直通558・2054）

交通事故など第三者から受けただけがや病気は、加入の健康保険へ届出しましょう

各担当地域で福祉に関する相談に応じるなど、地域住民と関係行政機関とのつなぎ役として、安心して住み続けられるまちづくりを努め、活動しています。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、守秘義務があります。各地域の担当委員は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

●民生委員・児童委員の主な活動

- 高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛け
- 医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による心配事など、様々な相談に対応
- 様々な相談に対応するための

ポケットティッシュの配布を行います。また、5月15日(木)は市長が一日民生委員として普及啓発活動に参加します。

●場所・日時

- スーパーアルプスあきる野店・マルフジ館谷店：5月12日(月) 午前10時～午後3時
- 市役所：5月13日(火) 午前10時～午後3時、5月15日(木) 午前10時～11時30分
- 問合せ 福祉総務課福祉総務係（直通518・7250）

障がいがある方などの軽自動車税(種別割)の減免

障がいがある方などの税金は、障がいの等級など一定の要件を満たした場合、申請することで減免(全額免除)となります。詳しくは、お問い合わせください。

●期日 6月2日(月)まで

●場所 課税課市民税係

●持ち物 軽自動車税(種別割)納税通知書、交付を受けている手帳、運転免許証が免許情報記録個人番号カード(減免を受ける軽自動車などを運転される方のもの)

●その他 減免は、障がい者1

5月31日(土)まで、自転車安全利用TOOKYOキャンペーン「守ろう!自転車のルールとマナー」

利用TOOKYOキャンペーンが



●夜間はライトを点灯

●飲酒運転は禁止

●ヘルメットを着用

●問合せ 五日市警察署(☎595・0110)、福生警察署(☎551・0110)、地域防災課地域安全係

5月5日～11日は
児童福祉週間です



国では、毎年5月5日のこ

5月12日は民生委員・
児童委員の日



ミンジー

民生委員・児童委員とは

各担当地域で福祉に関する相談に応じるなど、地域住民と関係行政機関とのつなぎ役として、安心して住み続けられるまちづくりを努め、活動しています。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、守秘義務があります。各地域の担当委員は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



啓発活動の様子

勉強会や関連施設の視察研修など、主任児童委員は、子どもに関する支援を専門的に担当。地域担当の民生委員・児童委員と連携した子育ての支援や児童健全育成活動の取組

市民税・都民税・森林環境税納税通知書等・軽自動車税(種別割)納税通知書の発送のお知らせ

給与から引き落とし(給与特別徴収)の方

●発送日：5月12日(月)

●市から事業主宛てに送付しますので、勤務先などから税額決定通知書を受領してください。

納付書払い・口座振替(普通徴収)の方、年金から引き落とし(年金特別徴収)の方

●発送日：6月10日(火)

●市から各個人に送付しますので、支払方法などを確認してください。(非課税の方には、送付しません。)

発行日 課税の方法で、課税証明書・非課税証明書の発行日が異なります。

●給与特別徴収の方：5月12日(月)以降

●普通徴収、年金特別徴収、普

課税証明書・非課税証明書の発行

4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に送付します。

●発送日 5月1日(木)



令和7年度の軽自動車税(種別割)納税通知書の送付

通徴収・特別徴収両方の方：6月10日(火)以降

※勤め先から給与支払報告書の提出や、本人からの確定申告が市・都民税申告書の提出がないなど、課税資料の登録がない場合は、課税証明書・非課税証明書の発行はできません。

市税の納付には、納付書の管理が重要なため、非対面で納付できる、支払いの手段が掛からないなどのメリットがある口座振替がおすすめです。申込みは、申込書に必要事項を記入の上、通帳の届出印を押印し、市内金融機関か市役所に提出(うち銀行を希望の場合は、うち銀行の窓口へ提出)することで完了します。安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。

訪問や電話による催告を行っています

納期限までに市税を納めていただけない場合、未納となっている市税を自動的に納付いただくよう、職員が訪問や電話による催告を実施する場合があります。不審な訪問や電話、詐欺ではないかと心配なときは、ご連絡ください。

●問合せ 徴税課徴税係(直通558・1689)

人につき1台(普通自動車などで減免を受けている方は受けられません)

●問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

自転車安全利用TOOKYOキャンペーン「守ろう!自転車のルールとマナー」

●自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

●問合せ 五日市警察署(☎595・0110)、福生警察署(☎551・0110)、地域防災課地域安全係